



大飯3・4号運転停止行政訴訟

10月19日(金) 第2回法廷と報告会に結集を 約100名入れる大法廷を原告・支援者で埋め尽くそう



10月19日(金) 国を相手とする大飯原発3・4号運転停止行政訴訟の第2回法廷が、大阪地方裁判所にて開かれます。

国は、8月29日付答弁書において、「原発の規制は、設置許可、設計及び工事の方法の認可、運転開始後の定検など段階的に区分して行っている。だから、後で設置許可に関する問題点(活断層の運動や破砕帯問題)が明らかになっても、設置許可段階の審査は完了しているの、現時点で法的に運転停止させる権限はない」と無責任な主張をしています。福島事故を受けてもなお、このような無責任な姿勢を示す国を、裁判を通じて厳しく問いただしていきたく思います。

今回は、約100名入れる大法廷で行われます。原告だけでなく、支援者の皆さんの傍聴も可能です。大飯原発を止めたいと思う方は是非ご参加ください。傍聴は先着順になりますので、早めに集まってください。法廷終了後には報告会を行いますので、こちらにも是非ご参加ください。

10月19日(金) 大飯原発3・4号運転停止行政訴訟・第2回法廷

- ・集合 11:00 大阪地方裁判所 202号法廷(大法廷)前
- ・法廷 11:30~ 202号法廷(大法廷・約100名入れます)
- ・報告会 12:45~14:30 トーコーシティホテル梅田 蘭の間
(地下鉄南森町駅2番出口すぐ)

支援者およびカンパのお願い

行政訴訟の原告のほとんどは、関西電力相手の仮処分裁判の原告と重なっています。経済的には苦しい運営を強いられています。ぜひ支援者になってください(会費年間3000円)。また、カンパをお願いします。

郵便振替 00950-6-308171 美浜の会

支援者になる人は「行政訴訟の支援者」と書いてください。
カンパの場合も、「行政訴訟のカンパ」と書いてください。

原告・被告双方の書面や第1回法廷の報告は下記の行政訴訟のページに掲載しています。
http://www.jca.apc.org/mihama/oosaiban/oosaiban_gyouso_room.htm

大飯原発3・4号運転停止行政訴訟原告団事務局
〒530-0047 大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 美浜の会気付
TEL 06-6367-6580 FAX 06-6367-6581 E-mail mihama@jca.apc.org

11月28日(水) 大飯原発3・4号運転差し止め仮処分裁判 第7回審尋
午前10時~ 大阪地方裁判所508号法廷にて
関電を相手とする仮処分裁判です。こちらの方にもぜひ集まってください。
(審尋の傍聴は原告に限られます)